

# 藤枝市DV防止基本計画

～配偶者等からの暴力のない 安心して暮らせるまち ふじえだ～

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。暴力には殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつけるなどの『身体的暴力』、生活に必要なお金を渡さない、食事をさせないなどの『経済的暴力』、長時間無視し続ける、大声で怒鳴る、脅す、などの『精神的暴力』、生活や人間関係などに対して監視、制限するなどの『社会的暴力』、性行為を強要するなどの『性的暴力』があります。

## 計画策定の経緯と目的

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者やその子どもの身体や精神に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会全体で防止に取組む必要がある重要な問題です。

このような状況を改善するため、国は平成13年4月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。

本市においても、市民一人ひとりがDVを容認しない社会の実現に向けて、今後一層、市民と行政との連携を進めていくために「藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(以下「藤枝市DV防止基本計画」という。)を策定し、すべての人が安全で安心して暮らすことができるDVのない社会の実現を目指します。

藤枝市

# 基本理念

## 配偶者等からの暴力のない 安心して暮らせるまち ふじえだ

DVは重大な人権侵害であり、市民が安全で安心して暮らすため、DVのない社会の実現に向けて、本計画の基本理念とします。

許さない

## 基本目標

安全

安心

支援

この計画は、今後のDV被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、  
市民に対する広報・啓発による社会全体の意識改革、  
DV被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が  
必要であることから、計画の柱として4つの基本目標を掲げ、  
それぞれに施策の方向を位置づけて推進します。

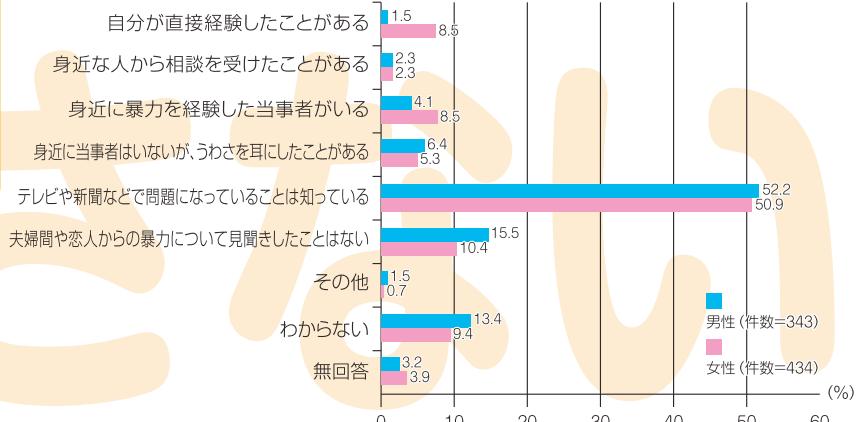
### 基本目標1

### DVを 許さない、見逃さない環境づくりの推進

DVはどんな理由があっても決して許されないという認識に立ち、早期発見のために市民への周知、啓発が必要です。

#### 藤枝市におけるDVの経験・見聞き

資料出所：平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査



#### 重点施策

#### 具体的な取組み

1 市民への広報・啓発の実施	●市民に対する広報・啓発 ●DV防止講座の実施
2 若年層への教育・啓発の実施	●学校等における予防教育の実施 ●デートDV(交際相手などからの暴力)防止講座の実施
3 相談窓口の周知	●相談窓口案内カード等の配布 ●情報メディアを活用した広報活動
4 関係機関との連携強化	●DV早期発見のための関係者への啓発 ●医療関係者におけるDV被害者対応への連携強化

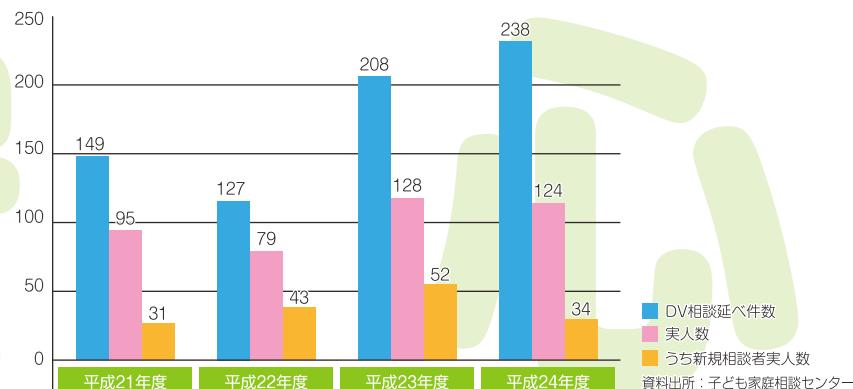
## 基本目標2

## いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

孤立しがちな被害者が、安心して相談ができ、的確な対応ができる相談体制の強化が必要です。

本市におけるDV相談状況においては、年度間で増減はあるものの増加傾向にあり、1人の相談者への対応が長引くケースが増えていることから、相談内容が複雑多様化している傾向にあります。

### 藤枝市におけるDV相談状況（相談数）



#### 重点施策

#### 具体的な取組み

<b>1</b>	<b>相談体制と機能の充実</b>	●無料法律相談・無料人権相談の活用 ●相談窓口の柔軟な対応 ●男性相談の対応
<b>2</b>	<b>相談員の資質向上</b>	●相談員の研修・支援の充実 ●ケース検討や情報交換の実施
<b>3</b>	<b>外国人・高齢者・障害のある人への対応</b>	●関係部署の連携強化 ●通訳者との連携と研修の実施 ●障害のある人への相談支援の充実 ●地域包括支援センター（安心すこやかセンター）との連携強化

## 基本目標3

## DV被害者とその子どもの 安全 を守る保護環境の整備

被害者とその家族を加害者による執拗な捜索から守るために、関係機関の効果的な連携が必要です。

#### 重点施策

#### 具体的な取組み

<b>1</b>	<b>緊急時における安全の確保と一時保護</b>	●警察との連携強化 ●静岡県女性相談センターと連携した円滑な一時保護の実施 ●緊急時における安全の確保 ●緊急保護支援費支給制度の活用 ●保護命令等に関する情報提供
<b>2</b>	<b>被害者に関する情報の保護</b>	●住民基本台帳事務における支援措置の活用 ●関係部署による情報管理の徹底 ●加害者対応の徹底

## 基本目標4

## DV被害者の自立に向けたきめ細やかな 支援 の充実

被害者が新たな生活を始めるために、住居や就労、心のケアなどきめ細やかな支援が必要です。

#### 重点施策

#### 具体的な取組み

<b>1</b>	<b>生活再建に向けた支援</b>	●生活保護・生活福祉資金等の適切かつ有効な活用 ●母子家庭等の生活支援策の活用 ●公営住宅への入居 ●心のケア・サポートの実施 ●関係機関と連携した就労支援の強化 ●母子生活支援施設の活用 ●市民相談室・法テラス（日本司法支援センター）の活用
<b>2</b>	<b>子どもへの支援</b>	●子どもの心のケア ●子育て制度の情報提供・支援 ●子どもの養育の支援 ●就学児・就園児の支援と配慮
<b>3</b>	<b>庁内の連携体制の強化</b>	●藤枝市要保護児童連絡協議会（児童虐待・DV部会）の開催 ●関係部署とのケース会議の随時開催 ●DV相談対応マニュアルの活用 ●被害者への同行支援の実施
<b>4</b>	<b>民間支援団体等との協働・連携</b>	●人権擁護委員・民生・児童委員との連携 ●転居後の生活を支える環境の整備

## 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく藤枝市の基本計画として策定するとともに「藤枝市男女共同参画第2次行動計画」の「男女間の暴力やセクシャル・ハラスメント等の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けています。また、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。ただし、DV防止法、国 の基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

## 計画の推進体制

DVの予防、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等の様々な分野で横断的な施策を推進するためには、市民、行政、民間支援団体を含む関係機関との連携・協働が必要です。

このため、関係機関の実務者で構成される「児童虐待・DV部会」において、計画の推進状況及び効果について協議を行い、その代表者で構成される「藤枝市要保護児童対策地域協議会」に報告し、当該協議会において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

また、「藤枝市男女共同参画第2次行動計画」にも位置付けられていることから、進行管理の結果を「男女共同参画会議」に報告していきます。

## DVについての相談窓口

### 市の窓口

● **市役所子ども家庭相談センター** 平日9:00～16:00(土曜日・日曜・年末年始・祝祭日は除く)  
●女性相談員による面接又は電話相談 **電話 054-643-7227**

### 県の窓口

● **県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)** 9:00～20:00毎日実施(年末年始・祝祭日は除く)  
●電話相談 **電話 054-286-9217**

### ● 県男女共同参画センター「あざれあ」

●女性電話相談  
月・火・木・金曜日 9:00～16:00 水曜日 14:00～20:00  
第2土曜日 13:00～18:00 **電話 054-272-7879**  
●男性専用電話相談  
毎月第1、第3土曜日13:00～17:00 **電話 054-272-7880**

平成26年3月発行

藤枝市健康福祉部子ども家庭相談センター 〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1

電話054-643-7227 FAX054-643-3260

ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/> E-mail [kododate@city.fujieda.shizuoka.jp](mailto:kododate@city.fujieda.shizuoka.jp)